

○建設工事における監督員の取扱いについて

(平成20年12月18日島会甲第2813号県警察本部長通達)

島根県警察が所管する建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に定義する建設工事（以下「建設工事」という。）の監督員については、建設工事における監督員の取扱いについて（平成20年4月24日島会甲第1041号本部長通達。以下「旧通達」という。）により取り扱っているところであるが、島根県警察工事検査事務処理要領の制定について（平成20年11月10日島会甲第2496号本部長例規通達）の取扱いとの整合性を図るため、次のとおり取り扱うこととするので、適正な事務処理に努められたい。

なお、旧通達は、この通達の施行日をもって効力を失う。

記

1 趣旨

建設工事については、島根県会計規則の運用について（昭和53年12月1日会発第86号。以下「運用通知」という。）第70条関係の規定により、必ず監督員を置くこととされていたが、運用通知が改正され、本年度から義務規定ではなくなった。しかし、契約の適正な履行を確保するためには、監督員を置き、当該建設工事の契約の履行について、立会い、工程の管理、材料の試験若しくは検査等の方法により監督させ、また契約の相手方に必要な指示を行わせることが必要な場合もあることから、島根県警察が所管する建設工事における監督員の取扱いについて、設置基準等必要な事項を定めるものである。

2 監督員を置く工事

- (1) 予算上の節区分が工事請負費で執行する建設工事
- (2) 予算上の節区分が需用費（施設修繕費）で執行する請負対象額が50万円以上の建設工事
- (3) 上記以外で契約担当者が監督員を置くことが必要であると認めた建設工事

3 監督員を置く場合の手続等

(1) 監督員の任命

監督員を置く場合は、執行何に監督員に任命する職員の職及び氏名を明記すること。

また、監督職員を変更する場合は、変更何により、契約担当者の決裁を受けるものとする。

なお、監督員の任命又は変更を行った場合は、請負人に書面で通知するものとする。

(2) 契約書の書式

監督員を置く場合の契約書は、建設工事請負契約書等の書式について（平成15年7月15日土総第1334号土木部長通知）に掲げる標準契約書を使用するものとする。

4 施行日

平成21年1月15日